

令和8年度大分県家畜商講習会開催要綱

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定に基づき、県が行う家畜商講習会（以下「講習会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第1 講習会の目的

この講習会は家畜取引の公正を確保するため、新たに家畜商になろうとする者に、家畜取引の業務に必要な知識を習得させることを目的とする。

第2 開催日時及び場所

- (1) 日時 令和8年9月28日（月）～令和8年9月29日（火）の2日間
- (2) 場所 大分県庁舎本館8階 81会議室(大分県大分市大手町3丁目1番1号)

第3 講習会の科目及び時間割

- (1) 講習科目
 - ① 家畜の取引に関する法令 4時間
 - ② 家畜の品種及び特徴 4時間
 - ③ 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- (2) 時間割
別添のとおり

第4 受講対象者

家畜商を営むために家畜取引の業務に関し必要な知識の修得を希望する者。
ただし、次に該当する者及び次に該当する者を含む団体等に属する者を除く。

- (1) 大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 法人で、その役員のうち暴力団員等に該当するもの
- (3) 暴力団員等が、その活動を支配するもの

第5 講習会の申込み

受講希望者は、書面申請もしくは電子申請にて令和8年8月21日（金）までに申し込むこと。

(1) 書面申請の場合

家畜商講習会受講申込書（別紙様式第1号）及び誓約書（別紙様式第2号）に写真と講習手数料（大分県収入証紙 3,450円）を添えて、住所地を所管する県振興局を通じて知事に申し込むものとする。ただし、県外に住所を有する者にあつては、県中部振興局に申し込むこと。

県振興局	住 所	連絡先
東部振興局	国東市国東町安国寺 786-1 (国東総合庁舎内)	0978-72-0409
中部振興局	大分市府内町 3-10-1 (大分県庁別館内)	097-506-5732
南部振興局	佐伯市長島町 1-2-1 (佐伯総合庁舎内)	0972-24-8645
豊肥振興局	竹田市大字竹田字山手 1501-2 (竹田総合庁舎内)	0974-63-1172
西部振興局	日田市城町 1-1-10 (日田総合庁舎内)	0973-22-2585
北部振興局	宇佐市大字法鏡寺 235-1 (宇佐総合庁舎内)	0978-32-1621

(2) 電子申請の場合

大分県ホームページの電子申請フォームに必要事項を入力し、講習手数料(3,450円)を電子申請フォームでのクレジット決済により納付すること。申込みにあたっては、誓約書(別紙様式第2号)、写真、住民票もしくはマイナンバーカードあるいは外国人登録証明書の写しを添付すること。

第6 講習会修了証明書の交付

該当の講習課程を修了した者に対し、修了証明書を交付する。

第7 その他

- (1) 講習会当日の受付は午前8時40分から8時50分までの間に行い、講習会開始後は受付けない。
- (2) 受講者は筆記用具を持参すること。
- (3) 講習会テキストは当日受付で斡旋する。
(「家畜商講習会テキスト 家畜取引の知識 第2次改訂版」を使用。
テキスト代3,900円は、お釣りのないようを用意すること。)
- (4) 講習会受講票は、書面申請者へは申込みを行った振興局経由で交付し、電子申請者には、直接住所地へ交付する。
- (5) 申請時に徴収した講習会受講手数料は、理由の如何に関わらず返還しない。
- (6) 講習会期間中は電話等での呼出しはできない。
- (7) 県庁外来駐車場は使用できないため、民間駐車場または公共交通機関を利用すること。
- (8) 当日、出席出来なくなった場合は下記(11)に記載の担当課まで連絡すること。
- (9) 受講者が講習会期間中に素行不良又は修業の見込みがないと認められた場合はその者の受講を中止し、修了証明書を与えないものとする。
- (10) 居住地が県外で遠方である等、対面での受講が困難と判断される場合はリモート形式での受講を受け付けるものとする。
リモート受講を希望する者は、対面受講の者と同様に書面申請または電子申請にて申し込むこと。リモート受講希望で、かつ書面申請を行う者にとっては、県中部振興局に申込のうえ、下記(11)に記載の担当課まで**必ず**連絡すること。

リモートで受講する者は、各自で講習会テキストを購入すること。

(11) 担当課：大分県農林水産部 畜産振興課 企画流通班 097-506-3674